

令和4年1月

輪島漆器商工業協同組合【なおす×つなぐプロジェクト】事業概要

輪島漆器商工業協同組合『SDGs委員会』

≪1. 目的≫

- ・当産地は用いる素材の厳選や本堅地下地、修理技術の向上などを通して、自然を大切に作るものづくりをおこなってきた。世界で SDGs(持続可能な開発目標)への関与、取組が大きな影響を与えつつあるなか、我々が継承してきたこれらの点を SDGsの観点から再発信し、次世代につなげる事業の一環とすることが当事業の目的である。
- ・輪島漆器商工業協同組合「なおす×つなぐプロジェクト」(以下、当事業)では、不要な漆の食器類を申込者から引き取り、必要な修繕を経た後、認定こども園や小中学校などの授業で使うことを通し、輪島塗の魅力を地域の次世代に伝えていく。
- ・申込者が修理して使いたい漆器は当事業の対象とせず、輪島漆器商工業協同組合(以下、漆器組合)を通じて修理を進める。

≪2. 取り組み体制≫

- ・漆器組合事務局を当事業事務局とする。
- ・当事業における会計は漆器組合事務局で行う。
- ・事業報告は毎年6月に、漆器組合ホームページで報告する。

≪3. 手順≫

- ・国内で不要な漆器(木製に限る)を引き取る。
- ・引き取る漆器は食器類(お椀、皿、鉢など)とし、それ以外は事務局判断のもと可否を判断する。
- ・引き取り料金は一点あたり1,000円(税込)とし、申込者の負担とする。また、事務局までの送料も申込者にご負担いただく。
⇒引き取り料は令和4年3月31日まで一人10点以内で、無料とします。
- ・申込者の同意の上、引き取った漆器に関する措置や所有権、一切の責任は事務局に帰属する。
- ・引き取った漆器は事務局で検品、修理の可否を判断する。
そのうえで修理費が準備できた段階で修理を開始する。
- ・修理不要のものは処分し、引き取り料の一部を植林団体へ寄付し、残りは当事業における修理費に充てる。
- ・引き取った漆器を修理する。
- ・漆器の修理は基本的に30代以下の若手職人が手掛ける。ただし修理方法などはベテラン職人と話し合いのうえで進める。
- ・修理を終えた漆器を使い、子供たちに漆器の魅力や使い方を教える。

≪4. 注意事項≫

- ・当事業で申込者から受け取る費用は引き取り料とし、用途は漆器組合に一任することとする。
- ・引き取り料の一部が植林団体へ寄付されることになった場合、漆器組合から同団体への寄付となり、申込者の寄付金控除にはあたらない。